

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

函南町長 仁科 喜世志

|                   |                     |  |
|-------------------|---------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 函南町<br>(22325)      |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 畑・丹那地区<br>( )       |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年12月23日<br>(第1回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

丹那盆地内には比較的まとまった農地があり、概ね水稻に集約されている。貸借契約により担い手が引き受けている農地も多いが、70歳以上の農家が所有する農地が全体の46%以上となっており、5年後、10年後には耕作放棄地が増加すると予想される。

耕作状況としては、山間部では気温が低いため、牧草を中心に露地野菜や蕎麦も栽培している。山間部の農地は点在しており、特に形の悪い農地や傾斜のある農地は耕作に苦慮しており、農地管理も難しい。

また、酪農が盛んな地域であるが従事農家数の減少が課題となっている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

丹那盆地内では、水稻に集約しており、担い手への集積も進んでいる。今後とも集積を進めていく。酪農の里を継続するため、後継者育成に努める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| 区域内の農用地等面積                       | 92 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 92 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha    |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

丹那盆地内の農地にて、水稻の耕作が行われており、山間部では牧草や畑作物が栽培されている。また、地域全体に牧場が点在している。今後も同様の形で農業上の利用をしていくことになる。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                                  |
| 盆地内の農地は、水稲が主であるためライスセンターへのさらなる集約集積を進める。                                                           |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                                  |
| 現在、中間管理権を設定しないで使用している農地から、利用権設定を行い、中心経営体への集積を行う。                                                  |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                                   |
| 整備は概ね完了しているため、取り組み意向はない。                                                                          |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                              |
| ニューファーマーの受け入れについては、地域の農業協同組合を含め関係機関と連携して積極的に行う必要がある。また農業法人誘致についても、地域の話し合いの中で方針が固まれば、提案をしていくこととなる。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                               |
| 農業協同組合及びライスセンターについては、農作業委託を拡大していくにも限界があるため、農業支援サービス事業者同士の相互の協力体制を整えられるように支援を検討したい。                |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |                                      |                                  |                                            |                               |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等          | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

稲わらを酪農家に提供するなどの耕畜連携を継続する。